

令和5年度
第2回長浜市景観審議会
会 議 要 点 録

長浜市景観審議会

令和5年度第2回長浜市景観審議会 会議要点録

○日 時 令和6年2月8日(木) 15時00分から16時10分まで

○場 所 長浜市役所4階 4A会議室

○出席委員 7人

阿部俊彦(会長)、山崎泰寛(副会長)、大村悟子、小財憲司、西川丈雄、佐藤泉、山口陽稔(敬称略)

○欠席委員 3人

東幸代、中辻克明、松山利喜雄(敬称略)

○事務局 5人

嶋田部長、益田課長、田中係長、服部主事、村田主事

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・資料1 長浜市景観審議会委員名簿
- ・資料2 長浜市景観審議会の設置等に関する規定について
- ・資料3 長浜市情報公開条例及び附属機関の会議の公開等に関する要綱
- ・資料4-1 【概要版】改定長浜市景観まちづくり計画(案)
- ・資料4-2 長浜市景観まちづくり計画(素案)
- ・資料4-3 計画の新旧構成比較表

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

3 会議の公開について

資料3に基づき説明。「附属機関の会議の公開等に関する要綱」第2条第1項の規定に基づき、会議を公開することとした。

4 報告事項

■長浜市景観まちづくり計画改定の素案について

・資料4-1、資料4-2、資料4-3に基づき、長浜市景観まちづくり計画改定の素案を事務局から説明

【質疑応答】

(会長)

・第1章について、5つの景観特性が分かりやすくなっている。

・「長高い(たけだかい)」についても、注釈を加えている。概要版にも記載したかどうか。

(会長)

- ・第2章、第3章について。重点区域だけルールがあると受け取られがちだが、市全体で方針があり、その中でも重点的な区域があり、細かいルールを定めている。運用する建設会社や建築士が、何を守らなければならないかが区域ごとに、わかりやすく整理されたと思う。

(委員)

- ・全体的に整理され、印象が変わった。素案P17 の区域についてアルファベットと着色で区分されているが、表にも記載するとよい。また、地域の帯の色が場所によって異なるところがあるので、あわせた方がよい。

(事務局)

- ・修正対応する。

(委員)

- ・白抜き文字と黒抜き文字があるので、統一した方がよい。

(事務局)

- ・全体を確認して考える。

(会長)

- ・写真がぼやけている。新たに撮影しなければならないものもあるかもしれないが、対応をお願いしたい。

(委員)

- ・私権としての個人の所有権とか自己実現権等との衝突になる。個人の利権はあるが、それを越えて守らなければならない良好な景観があるということを、付記してもよいのではないか。

(会長)

- ・景観法とはどういうものか明記されていない。私権が制限されることまで書くかは別として、法的に担保されていることを最初に書いた方がよいのではないか。

(事務局)

- ・概要版の1行目に「景観法に基づき策定する」と記載している。
- ・概要版にどこまで書くかは、相談させていただきたい。現状、本編に景観法についての記載はない。

(会長)

- ・申請時に窓口等では説明することにはなと思うが、誤解を招かないようにする必要がある。厳しいものであることがこれでは伝わらないと思う。

(委員)

- ・本編P4(3)の下あたりに、対象やカバーしている領域がどのあたりなのかを記載してもよいと思う。

(会長)

- ・私的空間が、まさにそうだ。自分の家であっても制約がかかる可能性があることを書いているが、そのまま伝わるかどうか。書き方としては、私的・公的というのは管理所有境界ということで間違いではないが。

(委員)

- ・私的領域に制限をかけて守ることによりよいことがあるということが、景観法の主旨だと思う。その点が伝わると思う。法律の言葉だけ書かれるとなかなか伝わらない。

(委員)

・本編P4の図で、準公的空間にある着色されていない木や外壁は自由でよいと誤解されてしまわないか。

(事務局)

・家の中までは踏み込まないが、外観は対象になる。

(委員)

・準公的空間の外壁や屋根を対象にしていると思うが、この図では、景観まちづくりの対象外に見えると理屈をこねる方がいるかもしれない。

(会長)

・よく見れば、人が家や木を見ているとわかるが、もう少し点線等で見ていることがわかる図にしたらどうか。

(委員)

・本編P3の(1)の図には、点線で視線が描かれているので、P4の図も視線の先が外壁に当たるようにして、外壁まで見ていることをわかるようにした方がよいと思う。

(会長)

見ているということがわかるよう工夫していただきたい。文言も改善していただきたい。

(事務局)

・検討する。

(委員)

- ・素案P51の色彩「個別基準の有無」欄にある「区域個別」がわかりにくい。
- ・「区域個別」の説明がP55以降になると思うが、表中のページと誘導先のページがあっていない。
- ・北国街道は2か所あるが、後方のページ同様にアルファベットをつけて、わかりやすくしてほしい。

(事務局)

・ページの誤りは修正する。

(会長)

・本編P50にも重点区域名が入っているが、ここにも誘導先のページが書いてあるとよい。

(委員)

・本編P8「長浜らしい景観」という文字の背景にある緑色の地図は長浜市全体を表していない。

(会長)

・これは場所を指し示したものではないのでは。

(事務局)

・市全体が5つの景観特性に区分されるということを表すために置いたものである。

(会長)

・むしろ、長浜の地図はなくてもよいと思う。5つの場所を伝えたいのであれば地図があった方がよいが、そうでなければ紛らわしい。意味がないのかもしれない。

(委員)

・本編P8の「V. 市街地・産業景観」がよくわからない。この写真が市街地・産業景観の写真になるのか。

(会長)

・市街地・産業景観というのは、国道の景観なのか。国道 365 号のイメージなのか。

(事務局)

・国道8号沿いとか、あとは市街地内。今回掲載している写真は馬車道の写真である。

(会長)

・長浜駅から市役所へと繋がっている道は、市街地・産業景観なのか。それとも、歴史・文化景観なのか。

(事務局)

・さざなみタウンのあたりは、市街地・産業景観である。

(会長)

・意図としては、よい景観の写真である必要はない。伊吹山は見えているが、大きな看板や電柱があり、これはどうなのか？と思わせるような写真でよいと思う。

(事務局)

・写真については検討する。

(委員)

・市街地の河川景観について、米川の重点区域の景色、石垣、掘割などが掲載されていない。米川では川まちづくり事業を協議会で行っている。逆に商店街は担い手がおらず、代表者もわからない状況である。

(事務局)

・景観形成重点区域に聞き取りに行ったが、協議会ではなく商店街の代表者に話を聞いた。

(委員)

・北国街道沿いも同様、組織として活動しているのかどうかかわからず、組織の強化・育成が必要である。
・大手門通りに来た人が立ち止まり、橋から曳山博物館を見たときに、川のたたずまいがなく、石垣を全部壊したらどうなるのか。なぜここに石垣があるのか、川通りが掲載されていないのでわからない。人が行き来したり、川床があったり、そういうことが景観的に掲載されていない。

(会長)

・道路や街道に面している建築物だけではなく、川を向いた景観について「自然の景観や道路、河川など」と記載されているので、川に面し、川をうまく活用しているような写真を掲載するとよい。
・景観計画に具体的な取り組みを掲載するのは厳しいが、各地域の景観に関する取組事例、まちづくりの取組などが掲載されているガイドブック的なものがあるといい。冊子ではなくても、ホームページで紹介するでもよい。そういうものが必要ではないかと思う。
・景観計画自体にも、まちづくりの視点があってもよいと思う。黒壁や寺の写真はあるが、米川のよい写真

がないので、米川の水路というか、川がわかるような写真を掲載できるとよい。

（委員）

・一級河川や市の河川の中でも、まちづくりの取り組みで、水車を作ってきれいにしているところもある。それが掲載されれば引き続き頑張ろうと思うが、次に頑張る人がいなくなっている。

（会長）

・写真の選定によると思う。可能であれば、里山の川のところの写真を増やすことはできないか。

（事務局）

・「Ⅱ. 里山・田園・河川景観」のところに、掲載できると思う。

・米川については、「Ⅳ. 歴史・文化景観」に掲載することも考えられる。景観をよくすることにつながる地域の活動については掲載していきたい。

（委員）

・まちづくり等で表彰している活動の写真も掲載できるとよい。

（事務局）

・よい写真は掲載していきたい。他課が撮影した写真についても、活用していきたい。

（会長）

・景観まちづくり活動の話だが、このあと説明する本編P77あたりにコラム的に掲載するとか、検討してもよいのではと思ったが、「なぜこの地区だけ掲載するのか」となる可能性もあるので、控える。

（会長）

・第4章、第5章について。本編P73 の表に協定者数が記載されているが、全て協定が存続している地区ということで確認しているのか。

（事務局）

・確認していない。

（会長）

・協定者数は変わっているかもしれないので、確認する必要があるのではないか。

・これで運用しているのであれば、このままの数字で記載するしかない。

（事務局）

・協定を締結している団体や組織については、今後年1回活動状況等を確認していくことを本編P78 景観まちづくりの評価に記載している。

（会長）

・以前から記載していたのか。

（事務局）

・今回からである。

(会長)

- ・滋賀県の景観計画で、昨年、太陽光発電設備設置の細かな基準が出たが、長浜市は本計画ではなくガイドラインで対応するのか。計画本編には掲載しないのか。

(事務局)

- ・太陽光発電設備の設置については、令和2年の計画一部改定で対応している。ガイドラインはないが、手続きの申請時にわかるようにしている。本編P51の基準にも記載している。

(委員)

- ・本編P74～の補助事業が掲載されているところに、各課の連絡先を入れるとよいのではないか。
- ・行政の公共サインガイドラインを県外で定めている市町村がある。長浜市では作成の予定はあるか。

(事務局)

- ・一度各課に、公共サインや看板について調査したことがある。基準は定めていないが、景観計画や屋外広告物条例に準拠している。

(会長)

- ・公共サイン計画は他府県では、色や表記等、厳しくモデルを作って運用している。公共サイン計画を作成するとしたら、都市計画課だと思う。未作成の市は、取り組んでいないと思われる時代かと思うので、計画を作らなくても、こういうモデルを推奨していますというパンフレット等を作成するだけでも意味があるのかもしれない。その可能性を他自治体の状況も見て判断してほしい。

(事務局)

- ・また、相談させていただく。

(会長)

- ・各課の連絡先の電話番号は変わる可能性もあると思うが、掲載を検討してもらえるか。

(事務局)

- ・検討する。

(委員)

- ・本編P78 タイトルの「景観まちづくりの評価」だが、客観的に評価することはよいが、「評価」というと、各対象に対して上から目線で指導するようになる。意図する内容は、景観まちづくりの継続的な実勢に向けてということだと思うので、少し言葉を検討した方がよいと思う。継続的に行うという見出しの付け方もあると思う。

(会長)

- ・一方で、評価して活動がない場合は助成しないという見方もあると思う。協議会等に対して、助成金や活動資金は支出しているのか。

(事務局)

- ・景観形成重点区域では、取組に対して補助金を出している。

(会長)

- ・助成金の支出価値を評価する一方で、各団体の活動と情報共有、活動の促進等の意味もあると思う。

(委員)

- ・本文はこのままでよいと思う。

(会長)

- ・タイトルは「景観まちづくりの評価」ではなく「景観まちづくりの推進」にしてはどうか。

(委員)

- ・継続的に活動していくことが、結果的にみんなの景観づくりにつながるということを伝えるべきである。

(会長)

- ・本文の中にも継続とか、持続とか、続けて活動して欲しいという思いが伝わる文言を追加するといいと思う。

(委員)

- ・「持続性」など、時間軸の入った表現があればよいと思う。

(事務局)

- ・検討する。

5 閉会